

七月十七日 右四ヶ条ノ案ハ亦テ會社ノ律ニ於テ令レ、財政林等ハ
到底之ヲ守テ行ハルニ申シ、然リテトシテ、
申シ、自レノ之ニ依リ、
七月十九日 右分レテ、五ヶ条ノ、
又、
解決 案、

- 一、 全五ヶ条ノ追加
- 一、 解産ノ際ニ於テハ、
全給與工給入ル事